令和5年6月26日 開 会

令和5年6月26日 閉 会

第37回 総会議事録

十日町市農業委員会

第37回十日町市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年6月26日(月)午後2時05分から午後3時10分
- 2. 開催場所 中里庁舎3階 大会議室
- 3. 出席委員
 - ①農業委員 23名

会長職務代理 8番 古髙 悟

1番	小林	幹司	9番	髙橋	清一	15番	長津	俊男	21番	重野	りえ子
2番	若井	君男	10番	菅井	太一	16番	佐野	幸男	22番	近藤	正男
4番	根津	徳男	11番	富井	公一	17番	樋口	則雄	23番	樋口	富行
5番	村山	浩一	12番	北村	公太郎	18番	村越	益男	24番	島田	勝広
6番	金澤	茂	13番	庭野	喜由	19番	須藤	英雄			
7番	川田	正	14番	水品	正幸	20番	村山	太郎			

欠席委員 3番 村山 隆義

②推進委員(招集委員 33名)

				-							
1番 月	庭野	誠一	10番	綱 ナ	大介	19番	増田	利昭	28番	佐藤	達次郎
			11番	小海	雅秀	20番	山家	勝一	29番	山賀	巳喜夫
3番 往	德永	稔	12番	上村	晴彦	21番	髙橋	勝則			
4番 〕	真霜	賢一	13番	佐藤	三代治	22番	内山	浩樹	31番	相澤	成一
5番 洋	池田	征一	14番	金澤	拓男	23番	桑原	朝平	32番	江口	隆雄
6番 /	小川	正直	15番	樋口	倉藏	24番	廣田	幸男	33番	村山	幸夫
7番 1	宮内	隆和	16番	佐藤	正一	25番	井ノリ	歩			
			17番	小海	輝忠	26番	村山	伸一			
9番 /	小林	勉	18番	村山	進一	27番	村山	守			

欠席委員 2番 小川 靜夫、8番 池田 太一、30番 宮原 大樹

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法3条の規定による許可申請について (1件)

報告第2号 農地法第18条6項の規定による通知について (3件)

報告第3号 農地転用事実確認願いについて (3件)

報告第4号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて (3件)

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (7件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(8件)

日程第4 十日町市農用地利用集積計画について

議案第4号 十日町市農用地利用集積計画について

- 新規(2件)
- •農地利用集積計画一括方式(2件)
- · 再設定 (3件)

その他

5. 農業委員会事務局職員

本	局	局	長	富井	悟	中	里事務所	主	查	水落	貴洋
本	局	農地位	系長	柳	秀人	松	代事務所	主	事	柳	裕子
Ш	西事務所	主	任	佐藤芽	大実	松之	2山事務所	主	査	高橋	松由

6. 会議の内容 別紙の通り

6. 会議の内容

古髙会長職務代理 それでは、これより第37回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、3番委員から欠席の届出が出されております。14番委員は少し遅れるそうです。したがいまして、24名中1名の欠席でございます。在任委員の過半数が出席でありますので、第37回総会が成立することを宣言いたします。

つづきまして、日程第1、議事録署名委員の選出でございますが、議長に一 任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

古髙会長職務代理 異議なしということでございますので、それでは指名させていただきます。第37回総会議事録署名委員は、2番委員と4番委員の両名からお願いします。

あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。 (異議なし)

古髙会長職務代理 異議なしということで、そのように進めさせていただきます。

では、日程第2、農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告 事項は第1号から第4号までございますが、全ての報告が終わりました後にご 質問やご意見をいただくということで進めたいと思いますので、よろしくお願 いいたします。

では、事務局より報告をお願いします。

【報告第1号~第4号説明】

古髙会長職務代理 ただいま事務局から報告がありました第1号から第4号について、 ご質問やご意見がありましたらお願いします。

ご質問、ご意見、ございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 それでは、ご質問、ご意見がないようですので、次に進みます。

日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」16 件の申請が出ております。この内容についてご審議をお願いします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書5ページの議案第1号をご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は16件ございます。いずれの案件も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第1号、35番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件につきまして、担当委員から説明お願いします。
- 9番 双方に電話で確認しました。議案書どおり間違いないということを確認しましたので、お願いします。それで、この譲受人の方はまだ実家が松之山にあり、申請地は、そのすぐ近くの場所なんですけども、譲渡人の実家はもう何十年も空き家になっているんですが、今回譲渡人の家を購入して、その周りの畑も買うということです。場所は上湯集落の真ん中辺で、集会所から少しこっちへ来た右側になります。23日に現場確認に行ってきました。以上です。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について事務局から説明を お願いします。

【議案第1号、36番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について担当委員から説明お願いします。
- 11番 今説明があったとおりなんですが、譲渡人の弟さんが相続を受けたんですが、今回譲受人のお兄さんが農地を譲り受け、農業を始めるという案件です。 両者に確認したところ、記載のとおり間違いないということでありましたので、よろしくお願いします。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について事務局から説明を お願いします。

【議案第1号、37番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について担当委員から説明をお願いします。
- 23番 実は私、先週、今週というか、ちょっと体調を崩しまして、譲受人の確認を 土曜日と日曜日と、今日午前中したんですけども、確認することができません でした。それで、これを保留ということで今回お願いしたいんですけども。
- 古髙会長職務代理 ただいま担当委員から説明がございました。担当委員がちょっと体 を壊しまして、土曜、日曜と続けて電話をかけたらしいんですけれども、譲受 人と連絡が取れないということで、今回保留として扱いたいということでお話

があったのですが、皆さん、どうでしょうか。局長はどうお考えですか。

- 事務局 今月の総会で保留となると、また確認が取れた時点で来月の総会で上がって くるというような形になるかと思います。
- 古髙会長職務代理 譲渡人は確認ができているそうです。譲受人が全然電話に出ないということで、許可するわけにもいかないので、23番委員がおっしゃるように、今回保留にしていただいて、今度確実に連絡取れた段階でということで、保留ということでよろしいですか。

(異議なし)

古髙会長職務代理 よろしいですね。それでは、37番、譲受人との連絡が全く取れない ということで、保留ということにさせてもらいたいと思います。

それでは、次の申請案件について事務局から説明をお願いします。

【議案第1号、38番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明をお願いします。
- 20番 両者に確認したところ、記載のとおり間違いないということでした。以前、 この譲受人の親が防火水槽として渡したところを、防火水槽を廃止するという ことで、また戻していただくということでした。よろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について事務局から説明お 願いします。

【議案第1号、39番朗読】

- 古髙会長職務代理 申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 15番 3番委員が今日は欠席ということで6月24日に連絡がありまして、両者に確認したところ間違いないので、報告をお願いしますということでございました。よろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第1号、40番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について担当委員から説明お願いします。
- 13番 両者に電話で確認をいたしました。記載内容に間違いないということでございます。よろしくお願いをいたします。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第1号、41番朗読】

- 古髙会長職務代理 申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 20番 両者に会って確認いたしました。記載のとおり、間違いないです。よろしく お願いいたします。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について事務局から説明お願いします。

【議案第1号、42番朗読】

- 古髙会長職務代理 申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 15番 6月24日に3番委員より連絡がありまして、両者に確認したところ間違いないということでございましたので、よろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第1号、43番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 22番 場所は、下条本町です。それで、譲渡人には24日に面談、それから譲受人に は25日に電話で確認しました。申請内容に間違いないことを確認しました。よ ろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 ただいま事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意

見ございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第1号、44番・45番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件44番、45番について、担当委員から説明お願い します。
- 23番 両者に面談と電話で確認しました。記載どおり間違いありませんでした。以上です。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。
 - 2番 この44番の6反歩で2,000円、これはどういうことでしょうか。
- 23番 これはちょっと訳ありでもって、一応こういう確認して、場所も確認しましたので。場所的には、それこそもらっても要らないみたいなところもあり、こういうかたちになったそうです。
- 古髙会長職務代理 ただいまの23番委員の説明でよろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

(発言なし)

古髙会長職務代理 それでは、質問がないようですので、次の申請案件について、事務 局から説明お願いします。

【議案第1号、46番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 15番 22日に確認に行ってきました。場所は、北新田のほぼ中央部で、道路沿いにある畑でした。譲受人には直接会って確認し、譲渡人のほうには電話で確認しました。記載のとおり間違いないことでございましたので、よろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 ただいま事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意 見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 をお願いします。

【議案第1号、47番朗読】

- 古髙会長職務代理
 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 15番 これは、川治の内後のコンビニエンスストアの道を挟んで南側のところに位置しています。この田んぼは半分が農振農用地で、この後また5条の議案で出ますけども、半分住宅を建てて、後ろのほうに農振農用地があるということでもって畑をするということで確認をしてきました。両者に確認したところ、間違いないということでございましたので、よろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 それでは、事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご 意見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第1号、48番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 15番 これも先ほどの田んぼと同じ田んぼなんですが、ただ田んぼの中で地番が変わっております。両者に確認したところ、記載のとおり間違いないことでございましたので、よろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 それでは、事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご 意見ございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第1号、49番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 15番 場所は、これは川治と書いてありますけども、北新田に近いようなところで ございます。譲受人の宅地の地続きのところの畑で、冬は雪を出すに、遠慮な く出されるということで購入したそうでございます。両者に会いまして確認し たところ、記載のとおり間違いないことでございました。よろしくお願いいた します。
- 古髙会長職務代理 それでは、事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご 意見ございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明

お願いします。

【議案第1号、50番朗読】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
 - 5番 両者には面談と電話にて確認をしてまいりました。記載のとおり間違いはご ざいません。よろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 それでは、これで全部終わりました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」16件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。16件の審議がされたんですが、37番保留ということで、37番を除く15件について許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

古髙会長職務代理 異議なしでありますので、そのように進めさせていただきます。 続きまして、日程第3、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に ついて」1件の申請が出ております。この内容についてご審議をお願いします。 事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページになります。議案第2号です。今月の農地法4条の規定による許可申請は1件でございます。

【議案第2号、5番朗読後、説明】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 20番 現地を確認し、当人にも会って確認しました。自宅前の畑で、そちらを回転 場として使う予定です。よろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。1件について許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

古髙会長職務代理 異議なしでありますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、日程第3、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」6件の申請が出ております。この内容についてご審議をお願いします。 事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページの議案第3号をご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は6件でございます。

【議案第3号、26番朗読後、説明】

- 古髙会長職務代理。それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 11番 6月15日に中里事務所の担当者と現地を確認しました。この場所は、4月の 第35回総会で運搬通路として一時転用の申請があった場所です。2,624平米の うちの511平米なんですが、ほかは採取した後で、残った場所の採取の申請で す。両者に確認したところ、記載のとおり間違いないということでしたので、 よろしくお願いします。
- 古髙会長職務代理 ただいま事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意 見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第3号、27番朗読後、説明】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 20番 両者に確認を取りました。記載のとおり間違いございません。よろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第3号、28番朗読後、説明】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 19番 先般、本局の担当者と現地を確認してまいりました。その後、自宅に伺い、 両者と面談の上、親子であることを確認し、問題ないと確認してきました。以 上です。よろしくお願いします。
- 古髙会長職務代理 ただいま事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意

見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第3号、29番朗読後、説明】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 10番 5月中に担当職員の方と場所は確認しました。譲受人には会って、譲渡人には電話で確認を取りました。譲渡人の方は、50年もこちらを離れていて、畑としてもう利用しませんということで、もらっていただければありがたいということで、贈与ということになっています。記載のとおり間違いありません。以上です。
- 古髙会長職務代理 ただいま事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意 見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第3号、30番朗読後、説明】

- 古髙会長職務代理 それでは、申請案件について、担当委員から説明お願いします。
- 15番 8ページの農地法3条受付番号48番と同じ田んぼです。道路側のほうに家を 建てるということでございます。両者に確認しました。記載のとおり間違いな いということでございましたので、よろしくお願いいたします。
- 古髙会長職務代理 事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 質問がないようですので、次の申請案件について、事務局から説明 お願いします。

【議案第3号、31番朗読後、説明】

古髙会長職務代理 それでは、申請案件につきまして、担当委員から説明お願いします。

20番 事務局の説明のとおり、6月5日に違反転用を発見して、農業委員会に報告いたしました。6月21日、現地確認したところ、L形の擁壁は撤去されて、農地に戻っておりました。今回の申請について両者に確認したところ、記載のとおり間違いございませんので、よろしくお願いいたします。

古髙会長職務代理 ただいま事務局と担当委員から説明がありましたが、ご質問、ご意 見はございませんか。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 それでは、これで議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請 について」6件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。6件につ いて許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

古髙会長職務代理 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

ここで、先ほどの農地法第3条についてなんですけれども、37番、譲受人と連絡が取れないということで先ほど保留にしたのですが、今事務局のほうで携帯番号が分かりまして、連絡を取ったところ、この譲受人がこの記載のとおり間違いないということで確認いたしましたので、保留から許可するということで変更でよろしいですか。

(異議なし)

古髙会長職務代理 では、3条の37番、保留だったのを連絡が取れましたので、許可に変更するということでお願いします。

続きまして、日程第4、議案第4号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「十日町市農用地利用集積計画について」でございます。この利用集積計画については、新規設定2件と一括方式による設定2件及び再設定3件、計7件についてご審議をお願いします。

なお、本議案については、事務局による議案書の読み上げは行いません。順番に担当委員の確認報告をお願いします。最後に一括してご質問、ご意見をお受けする方法で行います。また、今回は時間の都合で担当推進委員ごとに全ての案件を一括で説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、事務局からの概要説明をお願いします。

事務局 12ページの議案第4号をご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は、新規の利用権設定が2件、農用地利用集積計画一括方式が2件、再設定が3件で、合計7件でございます。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、農用地利用集積計画一括方式の案件につきましては、13ページに機構から市への同意と、県から機構への同意文書を添付してございます。農業委員

会から市への意見回答は不要ですが、農業委員会は内容について確認及び承認をする必要があることから、推進委員の方はこの一括方式についても出して、受け手への内容確認について報告をお願いいたします。

まずは、新規案件について、会長職務代理が推進委員を指名しますので、担当地区案件を一括で報告願います。一括方式案件については、新規案件の報告終了後に会長職務代理が推進委員を指名しますので、報告をお願いいたします。指名を受けた推進委員は、ページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。以上です。

- 古髙会長職務代理 それでは、まず新規設定2件について、10番推進委員、184番、続きまして19番推進委員、185番、続けてお願いしたいと思います。
 - (推) 10番 双方に6月24日、電話にて確認いたしました。間違いありません。お願いします。
- (推) 19番 185番、両者に電話で確認しました。記載のとおり間違いありません。
- 古髙会長職務代理 ただいま新規設定2件について確認報告が終わりました。各案件に ついて、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

- 古髙会長職務代理 特に意見等がなければ、続きまして一括方式による設定2件について、18番推進委員から順次お願いしたいと思います。
 - (推) 18番 両者に確認いたしました。記載のとおりです。間違いありませんでした。 よろしくお願いします。
 - (推) 19番 受付番号34番、両者に電話にて確認しました。記載のとおり間違いありませんでした。
- 古髙会長職務代理 ただいま一括方式による設定2件について確認報告が終わりました。各案件についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

古髙会長職務代理 特に意見等がないようですので、この計画に基づいて利用権の設定 についてご報告したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

古髙会長職務代理 異議なしでありますので、そのように回答させていただきます。 それでは、以上をもちまして議案について全て終了いたしましたので、第3 7回総会を終了します。議事進行にご協力、ありがとうございました。